

「新しい公共」の推進に係る内閣府・内閣官房の施策

平成22年9月8日

内閣府・内閣官房

市民活動の推進等

●特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置〔新設・拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税

（地方税）法人住民税、個人住民税、法人事業税

概要

「新しい公共」の実現に向けて、公共的な活動を行う機能は、行政だけではなく、多様な主体によって担われる必要があるが、その担い手の一つが特定非営利活動法人である。今回の要望は、同法人の活動の継続性を確保するため、寄附金の税額控除制度の導入や、認定特定非営利活動法人の認定基準の見直し等の改正を要望するものである。

なお、今回の要望の基となっている「市民公益税制PT中間報告書」の内容は、『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』や『新成長戦略』にも明記されているところである。

要望内容

「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制PT中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望する。

〔国税〕

1. 所得税に税額控除方式（控除率：国税40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択性とする。
2. パブリック・サポート・テスト（PST）に、3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入すること。
3. 地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、PST要件等を求めないこととする。
4. 特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。
5. みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること。
6. パブリック・サポート・テスト（PST）の基準値を1/5とする特例を恒久化すること。

〔地方税〕

1. 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて特定非営利活動法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導

入する。

2. 個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用して、特定非営利活動法人等へ寄附しやすい環境を整備する。
3. 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。
4. 法人税において、認定特定非営利活動法人を対象とする税制上の優遇措置の新設・拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても適用される。(租税特別措置法第66条の11の2、同法施行令第39条の23、同法施行規則第22の12、特定非営利活動促進法第46条、法人税法第37条、同法施行令第73条、同法施行規則第22条の5関係において措置された場合、国税と自動連動する。)

<内閣府、外務省、環境省共同要望>

公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設(所得税)

【現行制度】

公益法人等に対する個人からの寄附金について、所得控除がなされる。

○所得控除: 寄附金額(所得金額の40%を上限) - 2千円



「新しい公共」の担い手である公益法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進していくことが必要。



【税制改正要望(案)】

公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金について、**税額控除制度を導入し、現行の所得控除制度との選択適用を可能**とする。

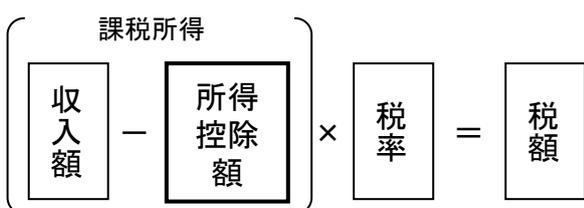
○税額控除

税額控除額 = (寄附金額 - 2千円) × 40%

※控除額は、所得税額の25%を上限とする。

(参考)

○所得控除



所得控除を行った後に税額を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果大きい。

○税額控除



税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。

(例) 所得500万(全給与所得者の10%)の者が1万5千円を公益法人に寄附した場合

○所得控除の場合の減税効果: **2,600円**

○税額控除の場合の減税効果: **5,200円** ←減税効果が倍増(2,600円)!

→ 税額控除の導入により、

- ① これまでの寄附額に若干の上乗せを行う人が増え、寄附額が増加する。
- ② 少額の寄附に対する減税額が大きくなるため、新たに寄附金を支出する者が登場する。といった効果が見込まれる。

➡ こういった効果により、寄附文化が醸成され、草の根寄附が促進される。

「柔軟」かつ「迅速」な審査に向けた取組について

現状の課題

今後、約3年半の移行期間内に6000を越える申請が寄せられることが想定されることから、円滑な移行を実施するために、

- ① 法人の新制度に対する理解不足等を解消し、**早期の申請を促す**とともに、
- ② 審査業務の一層の改善（**「柔軟」かつ「迅速」な審査**）を図る必要がある。

具体の主な取組

※赤字箇所が、円卓会議における提案等を踏まえての概算要求（新規・増額）項目

【①への対応】

1. **早期申請に向けた新公益法人制度の理解を深めるための相談会**
【概算要求・新規】
2. 業態別説明会への講師派遣・広報の充実等による法人のサポートの充実

【②への対応】

1. 審査・監督に係る体制整備
【機構・定員要求】
2. **専門的非常勤職員の活用**
【概算要求・継続】

参考

- ・ 『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応』において、**審査期間を4ヶ月へと短縮**することが求められているところ。
- ・ 蓮舫大臣からのメッセージにおいても、「**4ヶ月を目安としてスピーディーに審査を進めることを目標**」とし、「**外部の専門家の協力を得た相談会の開催や、申請に役立つ情報提供など**」の取組を進めていくとされているところ。

新しい公共支援事業について

寄附税制の刷新等、NPO等を取り巻く環境が今後大きく変わっていく中で、NPO等の自立的活動を側面から支援し「新しい公共」を定着させていくため、各都道府県に対し、以下の①～⑤の事業等を行うための支援事業費を一括交付する。なお、本事業は、制度が定着するまでの間の暫定的な対応とする。

(平成23年度予算概算要求(要望事項)の内容)

① 公益性の高い事業を実施するための寄附の募集への支援

公益性の高い事業を実施する「新しい公共」の担い手を、資金面で支えるため、都道府県が担い手と連携して、企業や市民等から寄附を広く募り、担い手が当該寄附を活用できるよう、必要となる経費に対して財政支援する。

② つなぎ融資(利子補給)

従来、行政が行っていた業務を民間に開放することが重要であり、つなぎ融資の利子補給金及び業務受託者(NPO等)、業務発注者(行政)及び金融機関との与信審査等における協働に係る経費に対して財政支援する。

③ 債務保証(保証料負担)

NPO等や社会的企業に関する市場の拡大や、リスクマネーの資金供給の円滑化が求められている。このため、金融機関、保証会社及び債務者との与信審査等における協働に係る経費及び債務保証の保証料の一部負担に対して財政支援する。

④ 活動基盤整備支援(協働斡旋、事業収支の健全性・透明性向上)

事業内容及び事業収支の健全性や透明性の確保や財務体質の強化が求められることから、人材及び財政面における活動基盤を整備・強化するための経費に対して財政支援する。

⑤ 社会イノベーション等モデル事業財政支援

規制・制度改革を含む“社会イノベーション”を通じて、「新しい公共」の活動を展開するため、関係省庁や政策会議関係者等が、規制・制度改革を含む新しい試みをモデル事業として実践したり、「社会的責任円卓会議」から提起された課題解決のための取り組みを推進するため、これらの“モデル事業”に係る経費に対して財政支援し、その後の制度等の発展を後押しする。

その他、地域の有識者等による新しい公共の事業審査やPDCA等のための経費

計 約98億円

「新しい公共」を支える制度の拡充等制度構造問題調査経費

背景

○第174回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説（22年6月11日）

三 閉塞状況の打破—経済・財政・社会保障の一体的建て直し

（「一人ひとりを包摂する社会」の実現）

（前略）鳩山前総理が、最も力を入れられた「新しい公共」の取組も、こうした活動の可能性を支援するものです。公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担う訳ではありません。地域の住民が、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護などに共助の精神で参加する活動を応援します。

○新成長戦略（22年6月18日閣議決定）

第2章 新たな成長戦略の基本方針 —経済・財政・社会保障の一体的建て直し—

「新成長戦略」のマクロ経済目標

国民の満足度や幸福度には、所得などの経済的要素だけではなく家族や社会との関わり合いなどの要素も大きな影響を持つ。「新しい公共」の考え方の下、全ての国民に「居場所」と「出番」が確保され、市民や企業、NPO など様々な主体が「公（おおやけ）」に参画する社会を再構築することは重要な課題である。政府は、マクロ経済目標の実現に向け全力を尽くすとともに、官では行うことが困難な、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを無駄のない形で市民、企業、NPO 等が提供できる社会の構築に向け、国民各層による取組を支える。



制度構造問題調査経費を用いて、以下のテーマについて
分野横断的・総合的見地から調査・検討を実施

具体的課題

○「『新しい公共』円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」（22年6月4日「新しい公共」円卓会議資料）を踏まえた課題

①市民セクター等との公契約や協約のあり方

22年度は公共を担うことについての国民・企業・政府等の関係のあり方や、政府と市民セクター等との公契約や協約のあり方に関する調査研究を行い、それを踏まえ、23年度は、**契約制度・仕組みの企画・立案やガイドラインの策定等**を行う。

②社会的企業を支える環境整備等

22年度は諸外国の制度に関する調査研究を行い、社会的企業を支える環境整備を含めて非営利の法人が活動しやすくなるための制度の見直し・検討を進める。その検討を踏まえ、23年度は、**国内の制度・仕組みの調査・検討等**を行う。

体制

・学識経験者による研究会、ヒアリング
（事務局：内閣府経済社会システム）

・専門能力を持つ研究者による専門分野の調査・分析
・民間調査機関によるアンケート調査（委託調査）

成果

調査・検討を通じて、**新しい公共の制度の拡充の企画立案の一助とする**

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

成長戦略策定会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 荒井 聡 国家戦略担当大臣
 玄葉 光一郎 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 原口 一博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 川端 達夫 文部科学大臣
 長妻 昭 厚生労働大臣
 直嶋 正行 経済産業大臣
 古川 元久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主 査】 泉 健太 内閣府大臣政務官（少子化対策）

【構成員】 小川 淳也 総務大臣政務官
 大串 博志 財務大臣政務官
 高井 美穂 文部科学大臣政務官
 山井 和則 厚生労働大臣政務官
 近藤 洋介 経済産業大臣政務官
 津村 啓介 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

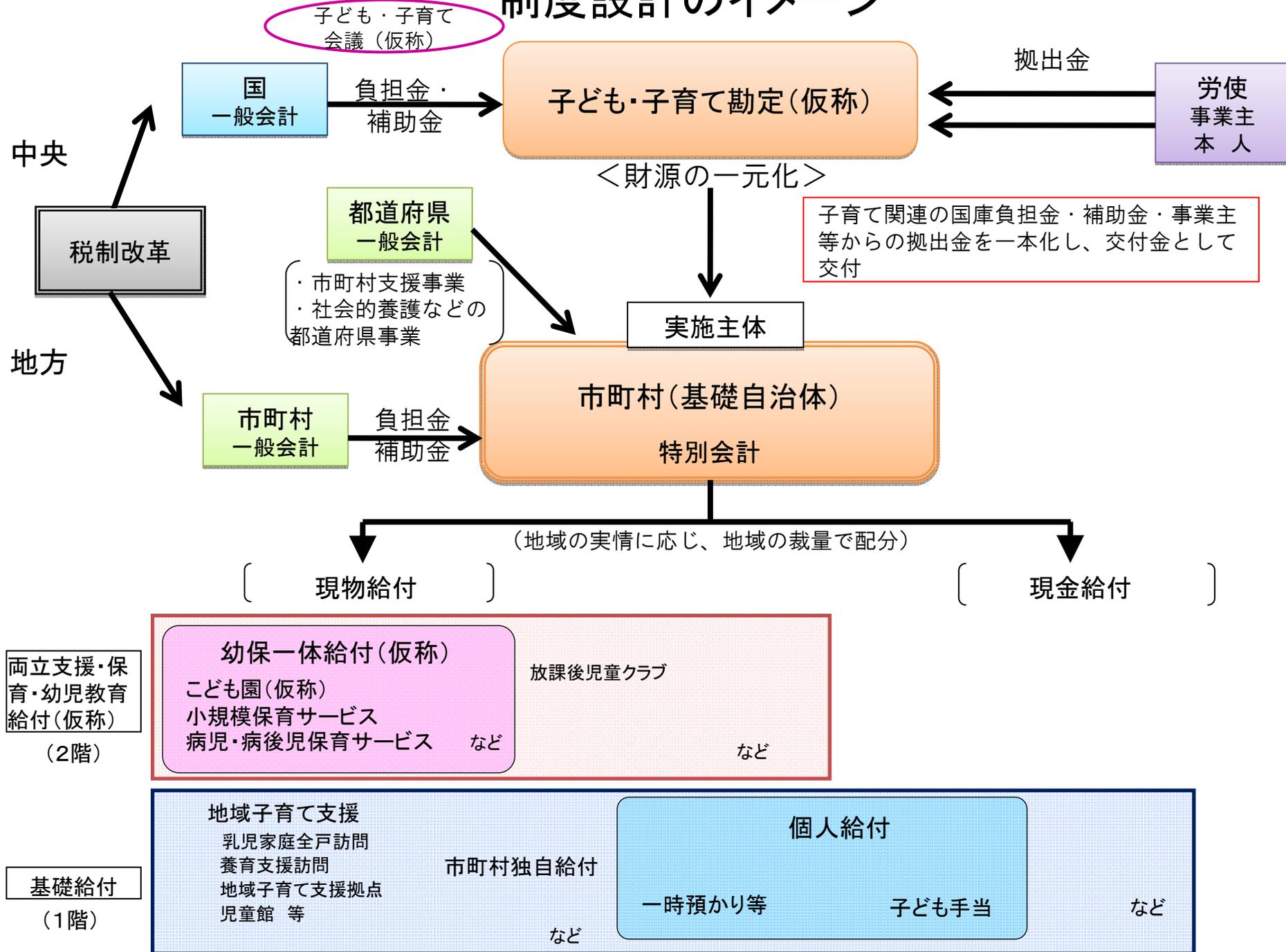
【事務局長】 泉健太 内閣府大臣政務官（少子化対策）

【事務局長代理】 関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】 関係府省の職員から事務局長が指名

制度設計のイメージ



共助による地域防災力向上支援事業

「新しい公共」円卓会議における提案

2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援
地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援

対応状況＜予算 12百万円＞

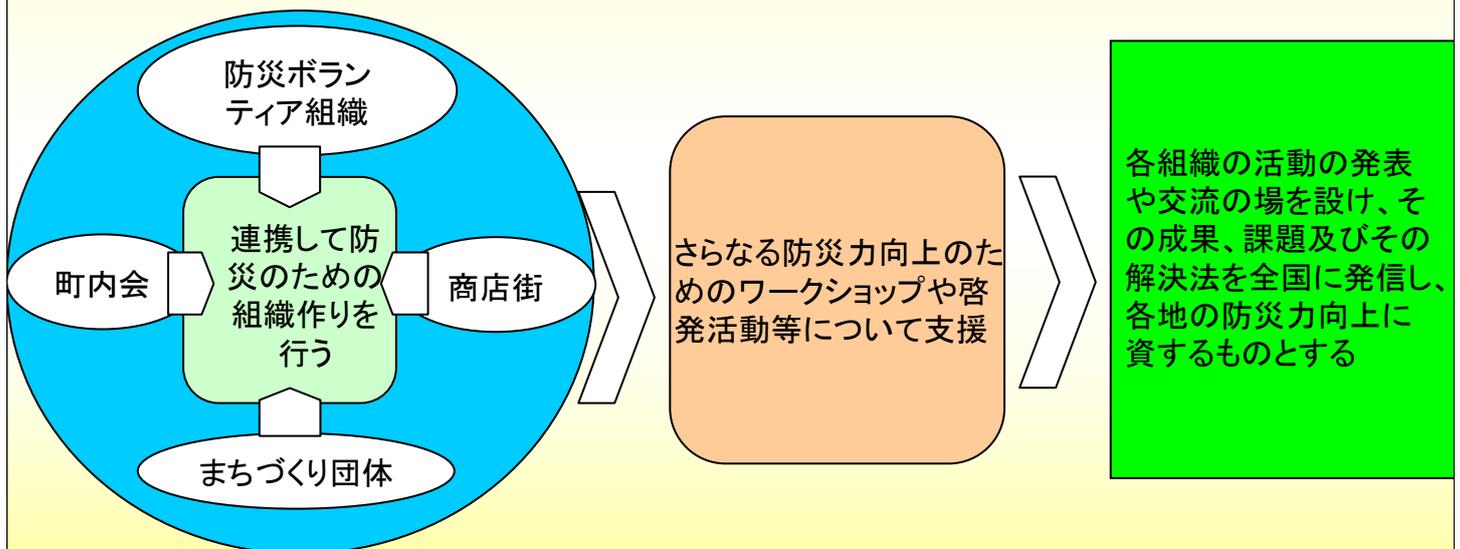
「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」(平成18年4月21日 中央防災会議決定)
はじめに—安全・安心に価値を見出し行動へ—

自然災害からの安全・安心を得るためには、(中略)身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、社会のさまざまな主体が連携して減災のために行動すること、(以下略)

- ・地域に根ざした団体における身近な防災への取組
- ・企業と地域社会の連携
- ・防災ボランティアの地域社会との積極的な連携

広く国民が「共助」の必要性について認識を深め、災害への備えを充実強化することにより、地域防災力の向上を図る。

地域の商店街や町内会、まちづくりの活動を行っている団体、防災ボランティア組織など、地域の様々な主体が連携して、さらなる防災力向上のために行う予定の組織作りやワークショップについて公募を行い、その活動を支援する。そして各組織の活動の発表や交流を行う場を設け、その成果、課題及びその解決法を全国に情報発信し、各地の防災力向上に資するものとする。



効果

- ・地域における「共助」として新たに防災活動を行う組織の増加
 - ・地域住民、NPO、自主防災組織等、様々な立場で活動を行うものが交流することによる、それぞれの活動の活性化
- ⇒これらによる地域防災力の向上

国民運動の効果的な展開に関する調査

「新しい公共」円卓会議における提案

3. 社会的活動を担う人財育成、教育の充実
社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成

対応状況＜予算 12百万円＞

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」 (平成18年4月21日 中央防災会議決定)

4. より幅広い連携の促進(様々な組織が参加するネットワーク)
(2) 様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
国の機関、自治体、大学、学校、公民館、PTA、企業、ボランティア団体等は、連携して地域での防災教育を推進する。

→平成22年度より、防災教育の推進について、国民運動の効果的な展開に関する調査において行う。

平成22年度

教育機関における防災教育の状況について実態調査を行うとともに、有識者による検討会を開催し、防災教育の課題等について検討を行う。

平成23年度

22年度に実施する防災教育についての調査、及び検討会における検討を踏まえ、学校内外における生徒・学生への防災教育の促進のための調査を実施し、防災教育を効率的に進めるため、学校とNPOの連携など体制の整備、防災教育を担う人材の育成等について検討を行う。

民間と市場の力を活かした安全な地域づくり ～企業の事業継続計画（BCP）策定の推進～

「新しい公共」円卓会議における提案

- 企業の公共性について
 - ・ 企業の公共性や社会性に向けた経営を支援する環境の整備

対応状況＜予算 32百万円＞

企業の事業継続計画（BCP）策定・運用を推進し、企業等の多様な主体の参加による地域の防災力の向上に寄与

施策概要

- 事業継続ガイドライン等の充実
- BCP策定事例の収集・情報提供
- 企業との連携による事業継続に関する総合的訓練等
- 企業における事業継続の取組に関する実態調査

<参考>

「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」

（平成16年10月 中央防災会議 民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会）

- ・ 企業等の多様な主体による災害対策への参加
- ・ 企業の事業継続計画策定促進

事業継続ガイドライン（2005年8月第一版策定、2009年11月第二版へ改定）

企業BCP策定時に、大企業の7割弱、中堅企業の5割弱が参考図書として利用

○事業継続とともに求められるもの

地域貢献・地域との共生への対応が必要

数値目標

「新成長戦略」の工程表における目標 (2020年までに実現すべき目標)

成長の基盤となる企業活動の安定性の確保
⇒大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%

各地震防災戦略における目標 (概ね10年間の目標)

事業継続計画を策定している企業の割合
⇒大企業でほぼ全て、中堅企業において過半を
目指す

東海地震(2005年3月策定)、東南海・南海地震(2005年3月策定)、首都直下地震(2006年4月策定)、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(2008年12月策定)

※策定状況（2009年11月）：策定中の企業まで考慮すると、目標達成までほぼ半ば

○ 策定済み+策定中

大企業 35%（2008年1月）⇒58%（2009年11月）

中堅企業 16%（2008年1月）⇒27%（2009年11月）

防災ボランティア関連施策費

「新しい公共」円卓会議における提案

○ 社会的活動を担う人材育成、教育の充実

- ・ 社会的活動を担う人材を企業と中間支援 NPO、大学、行政等が連携・協同し、育成

対応状況<予算：15 百万円>

- 防災ボランティア活動の環境整備のための調査・検討を行い、その情報発信等を実施し、リーダーとなる人材の育成を支援

◎施策概要

1. 防災ボランティア活動連携推進調査

全国各地の防災ボランティア活動の有識者・学識者等が参加する「防災ボランティア活動検討会」を開催するほか、災害ボランティアセンターの実態調査等を実施。

2. 大規模災害時の防災ボランティア活動に関する広域連携の推進

三連動等大規模災害時の防災ボランティア活動について、大勢のボランティアの送り出し・受け入れを広域的に行うための体制を構築するための調査・検討を実施。



- ◎ 関係主体(防災ボランティア、地方公共団体、国等)で、防災ボランティア活動の展開見通しを共有し、効果的な連携のあり方を探る
- ◎ 行政との連携が必要な事項について、地方公共団体との連携と受け入れ体制作り等に寄与

<参考：背景・経緯>

- 平成7年の阪神・淡路大震災の際、延べ130万人以上のボランティアの方々が被災地の支援活動（炊き出し、救援物資の仕分けなど）に参加したことを契機とし、以降、災害が発生するたび、被災地の内外から多くのボランティアの方々が駆け付け、被災された方々への寄り添いやお手伝い、被災地の復旧・復興等に目覚ましい活躍。

- 内閣府では、防災ボランティア活動を行う方々に対して、災害ボランティアセンターの設置運営のノウハウや活動時の安全衛生の確保を図るための知識等をまとめた「情報・ヒント集」や、防災ボランティア活動を行う上で心構えや注意すべき最低限のマナーをまとめた「お作法集」を取りまとめて情報提供を行っているほか、地方公共団体等の受け入れ側に対しても、ボランティアを地域で受け入れるための知恵などをまとめたパンフレットを作成して普及啓発する等、防災ボランティア活動の環境整備に努めている。

- 「新しい公共」の重要な分野である防災ボランティア活動の展開を推進するためには、ボランティアの方々への情報提供や交流の場づくりとともに、受け入れ側の地方公共団体等への情報提供などの環境整備の推進が不可欠。その際、リーダーとなる人材の育成は重要。

地域における男女共同参画促進総合支援経費(新規)

47,740千円(55,984千円)

第3次男女共同参画基本計画(「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(答申)」男女共同参画会議22年7月)

【問題点】

- ・地域の課題解決のための施策等の中で男女共同参画の重要性が十分意識されていない。
- ・地域活動への参加に性別・世代の偏りがある。
- ・根強い固定的な役割分担意識により女性の活躍の場が乏しい等

高齢化の進行、人間関係の希薄化等、男女が地域を共に担わないと立ち行かない

【必要な取組】

- 地域における男女共同参画の基盤づくり=男女共同参画センター等の機能の充実・強化
→職員等の人材養成、センター・NPO・企業等のネットワーク形成による男女共同参画の推進等
- 地域における多様な者の参画拡大
→地縁団体等における女性リーダーの輩出
- まちづくり・観光、防災、環境の分野における男女共同参画の推進

- 男女共同参画の視点を活かした課題解決のための実践的活動中心の取組が必要。
- 男女共同参画センター等を核とした多様な主体の連携・協働による地域における主体的な取組を支援。

《女性参画拡大の支援》

(1) 情報の収集・提供
先進事例の現地調査、情報の収集

(2) 実践的調査・研究
取組が遅れている等により、特に実践的活動の推進が必要な課題を取り上げ、実態把握・分析し、先進的事例にまとめる。
〈平成23年度〉
地縁組織における女性の参画

《連携・協働の取組支援》

(3) 人材育成プログラム等の開発
地域における男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センター等が、地域において連携を促す組織として効果的に機能するよう、職員等の人材育成プログラム等を開発・提供。

(4) アドバイザー派遣
地方公共団体等に、専門家(学識経験者等)を講師として派遣し、男女共同参画の視点での地域課題解決を指導・助言する。

新規事業 (5) 連携支援事業

地域の地縁組織や大学、企業等地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために、男女共同参画の視点を踏まえ、いかに効果的な活動を展開できるか、具体的に実践し、その成果を広く普及する。

【取組事例】

- 地域の女性団体の連絡協議会が商工会と連携して行うまちづくりや観光のイベントの企画・実施等
- 行政、NPO、企業が連携して行うWLBの推進、
- 学校・福祉部局・PTA、NPOが連携した子育て支援
- 行政と大学、NPO等が連携して行う環境保全の取組、
- 行政、地域消防団等が連携して行う防災活動 など

地域レベルでの多様な主体(センター、NPO、企業等)によるネットワークの形成促進、
形成されたネットワークを核とした取組の促進

女性の活躍・男女共同参画の視点による地域における課題解決の推進

女性のチャレンジ賞について

平成 22 年 9 月
内閣府男女共同参画局

1. 経緯

平成 15 年 4 月に男女共同参画会議において決定された「女性のチャレンジ支援策」において、身近なチャレンジの事例を提示するために、活躍する女性を顕彰する「女性のチャレンジ賞」制度創設の検討が提言されたことを受け、実施しているもの。平成 16 年度から平成 22 年度までに、7 回実施している。

2. 目的

起業、NPO 法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すこと等によって男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的とする。

3. 表彰の種類及び表彰の対象

- | | |
|---|-------|
| (1) 女性のチャレンジ賞（男女共同参画担当大臣賞）
女性の個人及び女性団体・グループを対象 | 4 件程度 |
| (2) 女性のチャレンジ支援賞（男女共同参画担当大臣賞）
団体・グループを対象 | 1 件程度 |
| (3) 女性のチャレンジ賞特別部門賞（男女共同参画担当大臣賞）
女性の個人及び女性団体・グループを対象
（平成 22 年度の特別部門は「新しい公共」） | 3 件程度 |

4. 平成 22 年度の特別部門賞（テーマ：「新しい公共」）について

近年、公益の増進の担い手として、「官」のみではなく、市民・グループなどが様々な分野で活躍する場面が増えてきており、こうした活動の広がりが、人々や地域の絆を再生し、社会全体をよりよいものとしていく原動力になるものと期待される。

「新しい公共」という分野では、これまでも女性が大きな役割を果たしてきたが、今後、社会全体での力強い応援を受けて、発展していく分野であり、さらに多くの「出番」が増えていくと思われる。こうした中、「新しい公共」の分野で活躍している女性のロールモデルを提示することにより、この分野での女性の更なる活躍・チャレンジが進むことを後押しするため、平成 22 年度の特別部門のテーマを「新しい公共」と設定した。

「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応
に係る規制・制度改革に関する分科会の取組について

内閣府 規制・制度改革担当事務局

1. NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和

(1) 背景

○NPOバンクは、2010年6月の改正貸金業法施行をひかえ、存亡の危機に立たされていた。

・指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務

→NPOバンクからの借り手が他の金融機関に融資を受けづらくなる。登録料の負担。

・貸付業務経験者の確保義務

→ボランティアベースのNPOバンクでは経験豊富な「常勤」者の確保は困難。

・総量規制

→収入の少ない者のNPO等の設立に対しての融資が困難となる。

○金融庁 貸金業PTでは、貸付業務経験者の確保義務については一定の要件のもとに免除、指定信用情報機関への信用情報使用・提供義務、総量規制については、生活困窮者向けの貸付に限り適用除外とする方向で検討されていた。

(2) 分科会の対応

○貸付業務経験者の確保義務の免除を確実に行うこと、指定信用情報機関への信用情報使用・提供義務、総量規制については、生活困窮者向けの貸付のみならず、特定非営利活動に係る事業に対する貸付についても適用除外とすることを求めた。

(3) 成果

○以下の対処方針を取りまとめ、行政刷新会議へ報告、閣議決定された。

<対処方針>

「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。

①いわゆるNPOバンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項）として行われる貸付けについては、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。

②一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。 <平成22年度措置>

2. 多重債務者等に対する貸付事業を行う地域生協の県域規制及び純資産要件の緩和

(1) 背景

○多重債務者、生活困窮者への生活再建支援はセーフティネットの重要な課題であるところ、貸付事業を行う地域生協は貸付業務を通じて組合員の生活再建に一定の実績挙げている。しかし、生協法で、隣接都府県での営業ができないこと、また、貸付事業を行う地域生協の設立には純資産額5,000万円が必要なため、取組が拡大していなかった。

○金融庁 貸金業PTでは消費者向けセーフティネットの充実強化の方策として、県域規制の緩和について検討されていた。

(2) 分科会の対応

○貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和するとともに、純資産要件については、悪質な業者の参入排除、出資者保護等の弊害防止措置を講じた上で一定の要件を満たす地域生協については純資産額の引き下げを認めることを検討するよう求めた。

(3) 成果

○純資産要件の緩和については合意が得られず、以下のとおり対処方針を取りまとめ、行政刷新会議へ報告、閣議決定された。

<対処方針>

一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。 <平成22年度措置>

(4) 今後の取組

○純資産要件緩和については、必要に応じて、分科会第2クールでの検討対象とする。

「新しい公共」円卓会議提案と制度化等に向けた政府の対応に係る各府省の取組状況(関連部分抜粋)

提案	政府の対応	概算要求、税制改正要望その他の対応状況	概算要求額	担当府省
5. その他の「新しい公共」の推進方策				
<p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会イノベーションの促進に向け、モデル事業に係る経費に対する財政支援、「総合特区」に対する税財政上の支援等を実施するための要求が実施されているところ 子ども・子育て新システム、公的年金の投資のあり方については、引き続き検討の上、結論 				
(2) 社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り				
	<p>社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区等について、平成23年度に決定できるよう検討を進める。これらの施策については広く提案募集するとともに関係府省、地方公共団体、NPO等関係者の意見交換を行うような仕組みを検討する。</p>	<p><予算> 【総合特区推進調整費等】 総合特区の推進調整等に必要経費</p> <p><税制> 「国際戦略総合特区」(仮称): 地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度の創設、「地域活性化総合特区」(仮称): 公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免</p> <p><その他> 制度設計の参考とするため、地方公共団体、民間法人、NPO等からの提案を募集中(9/21まで) 提案内容を踏まえ、平成22年度に、制度創設に係る法案を提出予定</p> <p><その他> 新しい公共等、多様な主体との協働により都市再生を推進していくことを含めて検討を行い、平成22年以内に都市再生基本方針の改訂(閣議決定)を予定。</p>	<p>82,298百万円の一部(新規)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>内閣官房地域活性化統合事務局 内閣府地域活性化推進室</p> <p>内閣官房地域活性化統合事務局</p>

総合特区制度について

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」を創設する。

制度のポイント

○地域戦略として、各事業の実施責任主体と推進体制の明確化と、国の支援のみに依存しない創意工夫が大前提

○地域特性等に応じた2つのパターンの総合特区を想定

①国際戦略総合特区（仮称）

- ・我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域
- ・行政（国・自治体等）の政策措置、民間の経営資源等を特定地域に集約し、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大
- ・我が国経済の成長エンジンとなる産業、外資系企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成

②地域活性化総合特区（仮称）

- ・全国で展開
- ・地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

○行政（国・自治体等）のみならず、民間（企業・NPO等）も参画する実施主体により総合的に推進するとともに、「新しい公共」との連携強化を図る

制度の骨子

○基本方針の策定・公表

- ・全閣僚で構成する地域活性化本部（仮称）において案を作成の上、閣議決定

○計画の作成

- ・地域の戦略、取組や事業の内容及び実施主体、必要な規制の特例措置等を記載

○計画の認定

- ・国際戦略総合特区（仮称）：当該地域でなければならぬ必然性、取組の熟度、わが国全体への貢献度合い等に基づき、地域を限定して認定
- ・地域活性化総合特区（仮称）：取組の熟度、持続可能で自立した地域の発展への寄与度等に基づき、認定

○総合特区に関する計画の認定申請に併せて、地域の戦略の実現に必要な規制の特例措置等の提案を行うことができるよう措置

○本部に推進・協議の場を設定し、政治的リーダーシップの下で迅速かつ実質的な調整等を実施し、当該検討結果を反映した所要の措置（規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置の創設等）を講ずる

平成22年9月8日
地域活性化統合事務局

「総合特区制度」の創設に関連する予算・税制

「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた「総合特区制度」の創設に必要な予算・税制改正を要求する。

(1) 平成23年度予算概算要求 823億円

自立的な取組に基づく地域の活性化、社会経済的課題の解決及びわが国全体の成長戦略の観点から「総合特区制度」を創設し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を一体として実施。

- ・ 総合特区推進調整費
- ・ 総合特区支援利子補給金

(2) 平成23年度税制改正要望

(i) 国際戦略総合特区における税制上の特例措置（新規）

- ・ 投資税額控除・特別償却制度の創設
- ・ 事業の課税所得控除制度の創設
- ・ 研究開発に係る特例措置の創設

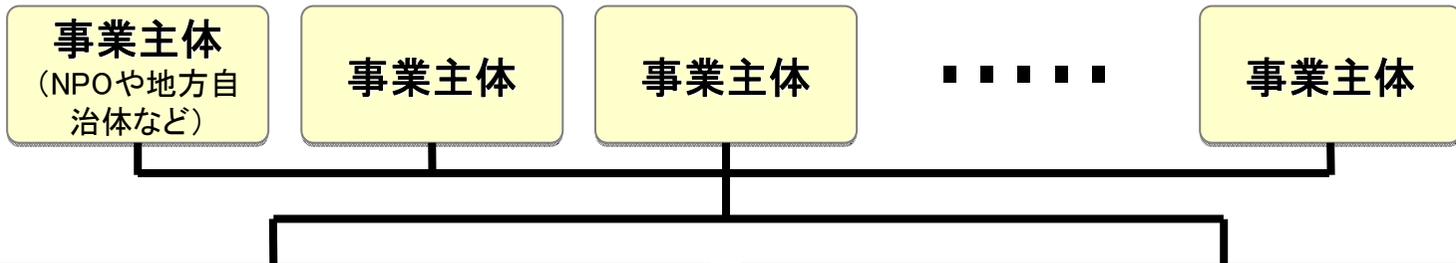
(ii) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置（新規）

- ・ 地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度創設
- ・ 公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免

- ◆ NPO・社会起業家等の「社会的企業」における人材育成・雇用促進に対し資金支援等を行い、地域社会における様々な生活関連サービスの事業と雇用を加速的に創造。
- ◆ 起業支援・人材創出等を行うNPO等の民間事業者、地方自治体など(複数事業者によるコンソーシアム等も含む)に補助。事業実施期間は平成23年度まで。

社会的企業支援基金

公募により、12の事業主体を選定し、各々に基金を造成(平成22年3月)し、事業を開始。



① **社会起業インキュベーション事業**
 ー事業プラン・コンペティションの開催などー
 ・ 1人300万円を上限に、社会起業家のスタートアップ支援等のための「起業支援金」を提供。
 ・ 事業全体で、800名を目途に起業支援。

② **社会的企業人材創出・インターンシップ事業**
 ーインターンシップ等も活用しつつ人材創出ー
 ・ 地域のNPO等へのインターンシップなどにより6週間以上の人材創出(一定の要件の下、月10万円の「活動支援金」を提供)
 ・ 事業全体で、12,000名を目途に人材創出。

○7月1日にHPを開設 [URL:http://www.chiikisyakai-koyou.jp/](http://www.chiikisyakai-koyou.jp/)

地域社会雇用創造事業の12選定事業者(平成22年3月16日)

1. 株式会社 いろどり
2. 特定非営利活動法人 えがおつなげて
3. 特定非営利活動法人 エティック
4. 一般社団法人 カーボンマネジメント・アカデミー
5. 一般社団法人 環境ビジネスウィメン
6. 特定非営利活動法人 グラウンドワーク三島
7. 三遠南信地域連携ビジョン推進会議
8. 社会的企業育成支援事業コンソーシアム
9. 「ソーシャルビジネスネットワーク大学」推進コンソーシアム
10. 認定特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター
11. 北海道地域再生推進コンソーシアム
12. みたか社会的企業人材創出コンソーシアム

○詳細はHP

URL:<http://www.chiikisyakai-koyou.jp/>

地域社会雇用創造事業
社会起業
インキュベーション
社会的企業人材創出
インターンシップ

